平成２３年（フ）第８３号
滋賀県草津市西矢倉２丁目４番１号　ルーラルシティー106号、前住所京都府亀岡市大井町並河３丁目２番１―502号
破産者　河瀬　智宣
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５３号
大津市小野1041番地の２
破産者　大道幸三郎
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５４号
大津市小野1041番地の２
破産者　栗原どんぐりの里こと　大道たき子
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２５５号
京都市山科区小山西御所町23番地２　マンションゆり302号
破産者　篠田　水惠
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９８号
熊本県八代市宮地町2010番地１　１
破産者　高山　健次
1　決定年月日　平成24年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３０号
滋賀県彦根市日夏町747番地15
破産者　大久保孝明
1　決定年月日　平成24年１月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２４６号
埼玉県富士見市山室２丁目11番３号　レオパレスｙａｎａｇｉ102
破産者　田中　良明
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６１７号
北九州市若松区西畑町12番26―403号
破産者　林田謙一郎
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６１８号
北九州市若松区西畑町12番26―403号
破産者　林田あゆみ
1　決定年月日　平成24年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３５２１号
北海道石狩市花川北６条３丁目61番地
破産者　高橋慎一郎
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５７８号
宮城県多賀城市南宮字八幡148番地の１　はぴねすおおとも103号
破産者　橋本　　敏
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４７号
秋田県湯沢市吹張１丁目１番32号
破産者　佐藤順一郎
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１９７４号
名古屋市緑区姥子山４丁目805番地　ファミールカジノ３号室
破産者　髙津　順一
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６０８号
長野県安曇野市豊科4234―７　レオパレスえむ108号室、住民票上の住所大阪市東住吉区南田辺１丁目10番26号　南田辺レジデンス201号
破産者　藤村　秋義
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７２５号
大阪府吹田市片山町３丁目26番７号、前住所大阪府吹田市日の出町26番41号
破産者　前山　良助
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１９６号
大阪府東大阪市横枕西11番29―402号、前住所奈良県生駒市南山手台７番地７
破産者　伊藤　　毅
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９３３号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目15番10号
破産者　中　　純一
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９１号
大阪府河内長野市南花台３丁目５番44―206号、開始決定時の住所大阪府南河内郡太子町大字山田3706番地の10
破産者　松岡　義博
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係